

総行行第 259 号
令和 6 年 6 月 10 日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について (通知)

行政書士法施行規則の一部を改正する省令 (令和 6 年総務省令第 61 号。以下「改正省令」という。) は、本日公布及び施行されました。

今般の改正は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 56 号) 及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令」(令和 6 年法務省令第 37 号) の施行に伴い、行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号) 第 13 条の 6 の規定に基づく、行政書士法施行規則 (昭和 26 年総理府令第 5 号) 第 12 条の 2 の業務の範囲について、規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、改正省令の施行に当たって遺漏のないよう、御配慮願います。

なお、各都道府県行政書士関係担当部 (局) に対しては、改正省令の内容について別添により通知していることを申し添えます。